

2019年版『ごうかく社労士』シリーズ＜追録＞

本追録は、2019年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成31年4月12日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

【共通】

- 1 延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（平成31年1月1日施行）

平成31年中の特例基準割合は、前年と同様に1.6%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.9%」、「年7.3%→年2.6%」となる。

【労働基準法】

- 1 高度プロフェッショナル制度の創設（平成31年4月1日施行）

- 2 書面による労働条件の明示（平成31年4月1日施行）

書面以外にファックスによる明示、電子メール等による明示が認められることとされた。

- 3 明示された労働条件との相違の禁止（平成31年4月1日施行）

【労働安全衛生法】

- 1 労働者死傷病報告の記載事項（平成31年1月8日施行）

被災者が外国人である場合は、国籍・地域及び在留資格について、事業者から所轄労働基準監督署長に報告させることとした（特別永住者、在留資格が「公用」・「外交」の者を除く）。

- 2 産業医に対する情報の提供（平成31年4月1日施行）

事業者は、産業医に対し、健康診断や面接指導の結果に基づいた措置内容、長時間労働者の氏名及びその時間等の情報を提供しなければならないことが規定された。

【労働者災害補償保険法】

- 1 介護補償給付の支給額の改正（平成31年4月1日施行）

【雇用保険法】

- 1 基本手当の日額等の変更（平成31年3月18日から）

毎月勤労統計の結果の訂正に伴い、基本手当の日額等が変更された（賃金日額及び基本手当の日額の、下限額は変更なし）。

- 2 教育訓練給付（平成31年4月1日施行）

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金のうち、「長期専門実践教育訓練」については、上限額を引き上げることとされた。

- 3 助成金の見直し（平成31年4月1日施行）

雇用保険二事業として支給される助成金の見直しが行われた。また、労働保険料滞納事業主等に対する不支給の規定が改正され、過去5年以内に不正受給があった場合は支給しないこととされた（改正前は過去3年以内）。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

1 雇用保険率の決定（平成 31 年 4 月 1 日から 1 年間）

平成 31 年度（令和元年度）の雇用保険率は、平成 30 年度と同じ率とされた。

2 届出に関する規定の見直し（平成 30 年 11 月 30 日施行）

従来、労働保険徴収法施行規則に定めていた様式を削除し、それぞれの届出の記載事項を条文に規定することとされた。

【健康保険法】

1 賞与に係る報酬の取り扱い（平成 31 年 1 月 4 日施行）

賞与に係る報酬の取り扱いについて、後述のような通達が発せられた。

2 任意継続被保険者の前年の標準報酬月額平均額の改定（令和元年度）

協会けんぽの任意継続被保険者の前年標準報酬月額平均額が 28 万円から 30 万円に改定された。

【国民年金法】

1 改定率の改定に用いる公的年金被保険者総数変動率（平成 31 年 4 月 1 日改正）

改定率の改定に用いる公的年金被保険者総数変動率が 0.0%から 0.1%に改定された。

2 平成 31 年度の改定率（平成 31 年 4 月 1 日施行）

年金額の改定率が、0.998 から 0.999 に改定された。

3 脱退一時金の額の改定（平成 31 年 4 月 1 日施行）

国民年金の脱退一時金の額が、後述のように改定された。

4 令和元年度以後の保険料

令和元年度以後は、17,000 円に保険料改定率を乗じた額とした。改定率は、令和元年度分については 0.965、令和 2 年度分については 0.973 とされた。

5 令和元年度保険料の前納額の改正（令和元年度～2 年度）

前納額が、後述のように改定された。

6 全国国民年金基金の設立（平成 31 年 4 月 1 日）

国民年金基金は、加入員や受給者の利便性の向上や事業運営基盤の安定等を図るため、平成 31 年 4 月 1 日、全国 47 都道府県の地域型国民年金基金と、22 の職能型国民年金基金が合併し、全国国民年金基金となった。

【厚生年金保険法】

1 改定率、再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率（令和元年度は 0.999）と同じ仕組みで改定される。また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同様である。

2 在職老齢年金（平成 31 年 4 月 1 日施行）

「支給停止調整変更額」及び「支給停止調整額」が 47 万円に変更された。

【労務管理その他の労働に関する一般常識】

1 労働経済

平成 30 年就労条件総合調査等の結果が公表された。

【社会保険に関する一般常識】

1 国民健康保険の保険料賦課額の上限（平成 31 年 4 月 1 日施行）

国民健康保険における基礎賦課額（医療分）の上限が、61 万円とされた。

2 社会保障協定

平成 31 年 4 月 11 日に、「社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定」（日・スウェーデン社会保障協定）の署名が行われた。また、スロバキア、中国との社会保障協定の発効日が決定した。

〇●〇 書籍の追補 〇●〇

【ごうかく社労士基本テキスト】

第 1 編 労働基準法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P37 [3] 書面の交付による明示が義務付けられているもの(法改正による追加)	① 書面の交付 ② 労働者が希望した場合には、次の方法によることができる。 イ ファクシミリを利用してする送信の方法 ロ 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電子メール等）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書類を作成することができるものに限る）	
P37 [4] 明示された労働条件と事実が相違する場合(法改正による追加)	使用者は、労働者に明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。	
P95～97 関連 ⑩特定高度専門業務・成果型労働制の概要（法改正による追加）	① 対象業務 「高度の専門的知識等を必要とする」とともに「従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる」という性質の範囲内で定める。 ② 対象労働者 イ 書面等による合意に基づき職務の範囲が明確に定められている労働者 ロ 「1 年間に支払われると見込まれる賃金の額が、『基準年間平均給与額』の 3 倍を相当程度上回る」水準として、省令で規定される額（ <u>1,075 万円</u> ）以上である労働者 ③ 健康管理時間に基づく健康確保措置等 イ 使用者は、客観的な方法等により在社時間等の時間である「健康管理時間」を把握する。 ロ 年間 104 日の休日確保措置を義務化。加えて、①インターバル措置（終業時刻から始業時刻までの間に一定時間（11 時間）以上を確保する措置）、② 1 月又は 3 月の健康管理時間の上限措置（ <u>1 か月当たり 100 時間又は 3 か月につき 240 時間</u> ）、③ 2 週間連続の休日、④ 臨時的健康診断のいずれかの措置の実施を義務化。 この他、省令で定める事項のうちから労使で定めた措置を実施 ハ 併せて、健康管理時間が一定時間を超えた者に対して、医師による	

	<p>面接指導を実施</p> <p>④ 制度導入手続</p> <p>イ 職務記述書等に署名等する形で、職務の内容及び制度適用について本人の同意を得る。</p> <p>ロ 導入する事業場の労使委員会で、対象業務・対象労働者をはじめとした上記の各事項等を決議。</p> <p>ハ 対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とする。</p> <p>⑤ 法的効果</p> <p>時間外・休日労働協定の締結や、時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の規定を適用除外とする。</p>	
P95 ⑯制度趣旨の下2行目(法改正による追加)	<p>行政官庁に届出をした使用者は、講じた措置の実施状況を行政官庁に報告しなければならない。当該報告は、決議が行われた日から起算して6か月以内ごとに、所轄労働基準監督署長にしなければならない。報告内容は、健康管理時間の状況、休日確保措置の実施状況、選択的措置として講じた措置の実施状況及び健康・福祉確保措置として講じた措置の実施状況である。</p>	
P95 [1] 3行目(法改正による追加)	<p>厚生労働省令で定める業務</p> <p>① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務</p> <p>② 資産運用(指図を含む)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務</p> <p>③ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務</p> <p>④ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務</p> <p>⑤ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務</p>	
P95 [2] 1行目 合意の方法(法改正による追加)	<p>使用者が、次に掲げる事項を明らかにした書面に労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法(当該労働者が希望した場合にあっては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法)とする。</p> <p>① 業務の種類</p> <p>② 責任の程度</p> <p>③ 職務において求められる成果その他の職務を遂行するにあたって求められる水準</p>	
P96 3行目	厚生労働省令で定める額	厚生労働省令で定める額(1,075万円)
P96 [3] 健康管理時間 4行目	一定時間以上	一定時間(11時間)以上
P96 [5] ① 1～2行目	一定の時間	一定の時間(11時間)以上

P96 [5] ① 2～3行目	一定の回数以内	一定の回数（4回）以内
P96 [5] ② 1～2行目	1か月又は3か月についてそれぞれ一定の時間	1か月当たり 100 時間又は3か月につき 240 時間
P96～97 ④ 2行目（法改正による追加）	要件 1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1か月当たり80時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があったこと。	
P96～97 厚生労働省令で定める項目（法改正による追加）	労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目であって脳・心臓疾患との関連が認められるもの及び当該対象労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況の確認とする。	
P97 [6] 健康及び福祉を確保するための措置（法改正による追加）	① [5]に掲げるいずれかの措置（選択的措置）であって、使用者が講ずるものとして決議をした措置以外のもの ② 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導を行うこと。 ③ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ④ 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑤ 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑥ 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。	
P97 [10] その他厚生労働省令で定める事項（法改正による追加）	① 決議の有効期間の定め及び当該決議は再度新たな決議をしない限り更新されない旨。 ② 労使委員会の開催頻度及び開催時期。 ③ 常時50人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。 ④ 使用者は、イからチまでの事項に関する労働者ごとの記録及びりに掲げる事項に関する記録を①の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存すること。 イ 対象労働者の同意及びその撤回 ロ 合意に基づき定められた職務の内容 ハ 支払われると見込まれる賃金の額 ニ 健康管理時間の状況 ホ 休日確保措置の実施状況 へ 選択的措置のうち、決議により使用者が講じた措置 ト 対象労働者の健康・福祉確保措置のうち、決議により使用者が講じた措置 チ 対象労働者からの苦情の処理に関する措置として使用者が講じた措置 リ 医師の選任の記録	

第2編 労働安全衛生法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P132 ②労働者死傷病報告	労働者死傷病報告……外国人労働者については、 <u>国籍・地域及び在留資格</u> を記入する。	
P139 [3] ①② 2行目	を修めた者	<u>を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む)</u>
P145 欄外 ^ホ *6の「必要な情報」 (法改正による追加)	① 健康診断実施後の措置、面接指導に係る医師の意見を勘案した事業主が講ずる措置等について既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報 ② 面接指導の対象となる労働時間を超えた時間が1か月80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報 ③ その他、労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの	
P158 欄外 ^ホ [店社安全衛生管理者の資格] ④4～5行目(法改正による追加)	④大学、高等専門学校卒業	④大学、高等専門学校卒業(<u>当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む</u>)

第3編 労働者災害補償保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P225 ①自動変更対象額の適用の原則3行目	(現在 3,940 円)	<u>(現在 3,950 円)</u>
P226	$3,800 \text{ 円} \times 116\% = 4,408 \text{ 円} \geq 3,940 \text{ 円}$ $3,500 \text{ 円} \times 109\% = 3,815 \text{ 円} < 3,940 \text{ 円}$ $3,940 \text{ 円} \div 109\% \approx 3,614 \text{ 円}$ (1円未満切捨て) ・スライド前の給付基礎日額 = 3,614 円 ・スライド後の給付基礎日額 = 3,940 円※ ※ $3,614 \text{ 円} \times 109\% \approx 3,940 \text{ 円}$ (1円未満切上げ)	$3,800 \text{ 円} \times 116\% = 4,408 \text{ 円} \geq \underline{3,950 \text{ 円}}$ $3,500 \text{ 円} \times 109\% = 3,815 \text{ 円} < \underline{3,950 \text{ 円}}$ $\underline{3,950 \text{ 円}} \div 109\% = \underline{3,623 \text{ 円}}$ ・スライド前の給付基礎日額 = <u>3,623 円</u> (1円未満切捨て) ・スライド後の給付基礎日額 = <u>3,950 円</u> ※ ※ $\underline{3,623 \text{ 円}} \times 109\% \approx \underline{3,950 \text{ 円}}$ (1円未満切上げ)
P247 介護補償給付の支給額	Ⓔ上限額 常時介護 105,290 円 随時介護 52,650 円 Ⓔ⓪ 最低保障額 常時介護 57,190 円 随時介護 28,600 円	Ⓔ上限額 常時介護 <u>165,150 円</u> 随時介護 <u>82,580 円</u> Ⓔ⓪ 最低保障額 常時介護 <u>70,790 円</u> 随時介護 <u>35,400 円</u>

第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P334 [4]②の表を右のように変更する	13,500円(6,750円) → 13,510円(6,755円) 14,990円(7,495円) → 15,010円(7,505円) 16,500円(8,250円) → 16,520円(8,260円) 15,740円(7,083円) → 15,750円(7,087円)	
P335 表の一部を右のように変更する	12,210円以下 → 12,220円以下 12,210円超 → 12,220円超 10,980円以下 → 10,990円以下 10,980円超 → 10,990円超	
P336 [4]①の控除額	1,294円	1,295円
P336 欄外 ^ホ *1 1～2行目	(1,294円)についても、	<u>(1,295円)</u> についても、
P357 欄外 ^参 *6 6行目	13,500円	<u>13,510円</u>
P361 欄外 ^ホ *3 下から3行目	13,500円	<u>13,510円</u>
P370 [2] ^ホ 60歳未満の者の上限額	6,105円(12,210円×50%)	<u>6,110円(12,220円×50%)</u>
P370 [2] ^ホ 60歳以上65歳未満の者の上限額	4,941円(10,980円×45%)	<u>4,945円(10,990円×45%)</u>
P378 欄外 ^ホ *1 3～4行目	6,105円(12,210円×50%)	<u>6,110円(12,220円×50%)</u>
P384～386 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の説明に補足する。	支給額の上限は通常3年分であるが、長期専門実践教育訓練(栄養士法に規定する管理栄養士養成施設により行われる教育訓練その他の法令の規定により4年の修業年限が規定されている教育訓練をいう)については、一定の場合に4年目受講分を上乗せすることとされた。 この場合、支給額の上限は40万円×4年=160万円(資格取得等をした場合は56万円×4年=224万円)となる。	
P388 欄外 ^ホ *3 9行目	超える者を除く	<u>超える者及び夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座の教育訓練を受け、修了した者(当該教育訓練を受けている者を含む)を除く</u>
P392 2行目	支給限度額(359,899円)	支給限度額 <u>(360,169円)</u>
P392 欄外 ^趣 *3 下から4行目	359,899円	<u>360,169円</u>
P393 ③のイ 1行目	支給限度額(359,899)	支給限度額 <u>(360,169)</u>
P393 下から4行目	358,000円	<u>359,000円</u>
P393 最後の行	359,899円-358,000円=1,899円	<u>360,169円-359,000円=1,169円</u>
P395 14行目	支給限度額(359,899円)	支給限度額 <u>(360,169円)</u>

P403 ②の1つ目の ^ボ 4 行目	(14,990円)をその上限と	(15,010円)をその上限と
P407 ②の1つ目の ^ボ 4 行目	(16,500円)をその上限と	(16,520円)をその上限と
P407 欄外 ^参 *3 4行目	(14,990円)より	(15,010円)より
P407 欄外 ^参 *3 下から 2行目	(16,500円)の方が	(16,520円)の方が
P412 雇用安定事業の助成 金等の種類 最後の行	生涯現役起業支援助成金	中途採用等支援助成金
P412 ^ボ 5行目	②過去3年以内に	②過去5年以内に

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P425 欄外 ^ボ *3 最後の行	期間（則4条1項）。	期間、 <u>⑥建設の事業</u> にあつては請負金額（消費税等相当額を除く）並びに発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地、 <u>⑦立木の伐採の事業</u> にあつては素材の見込生産量、 <u>⑧法人番号</u> （則4条1項）。
P429 下から7行目	見易い場所に	見やすい場所に
P429 下から3行目	により、その旨を	により、その旨及び当該代理人が使用すべき認 <u>印の印影を</u>
P442 4行目	平成30年度の雇用保険率	<u>令和元年度</u> の雇用保険率
P442 5行目	平30.1.30厚労告19号	<u>平31.3.4厚労告53号</u>
P442 欄外 ^ボ *3 2行目	30年度の	30年度・ <u>令和元年度</u> の
P491 表の見出し	平成30年度の	<u>令和元年度</u> の

第6編 健康保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P505 [9]標準賞与額の決定基準 (行政解釈)	<p>(1)「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」は、名称の如何にかかわらず、二以上の異なる性質を有するものであることが明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるもの毎に判別する。</p> <p>(2)「賞与」について、7月2日以降新たにその支給が諸規定に定められた場合には、年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときであっても、次期標準報酬月額の時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、賞与に係る報酬に該当しないものとする。</p>	
P506 欄外 ^ボ *1 4行目	28万円	<u>30万円</u>
576 欄外 ^参 *4	平成30年3月分から全国一律 1,000分の36.1	平成31年3月分から全国一律1,000 分の <u>35.1</u>

P577 欄外 ^ホ *6 2行目～4行目	平成30年3月分から全国一律 1,000分の15.7	平成31年3月分から全国一律1,000 分の17.3
------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

第7編 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後		
P624 年金額〔1〕	780,900円×改定率(平成30年度: 0.998)	780,900円×改定率(令和元年度: <u>0.999</u>)		
P628 ^ホ ②① 2行目～3行目 ②③ 2行目～3行目	調整率(公的年金被保険者総数変 動率〔0.0%〕×0.997)	調整率(公的年金被保険者総数変 動率〔 <u>0.1%</u> 〕×0.997)		
P629 令和元年度の改定率	<p>年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、既に受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることとされている。</p> <p>令和元年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(+1.0%)が名目手取り賃金変動率(+0.6%)より高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(+0.6%)を用いることとなった。</p> <p>さらに令和元年度は、名目手取り賃金変動率(+0.6%)にマクロ経済スライドによる令和元年度のスライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)が乗じられたことになり、改定率は0.1%となる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和元年度の年金額改定率</td> </tr> <tr> <td>平成30年度の改定率(0.998)×1.001=0.999</td> </tr> </table>		令和元年度の年金額改定率	平成30年度の改定率(0.998)×1.001=0.999
令和元年度の年金額改定率				
平成30年度の改定率(0.998)×1.001=0.999				
P631 〔2〕振替加算の額	224,700円×改定率(平成30年度: 0.998)	224,700円×改定率(令和元年度: <u>0.999</u>)		
P643 2級の障害基礎年金の額	780,900円×改定率(平成30年度: 0.998)	780,900円×改定率(令和元年度: <u>0.999</u>)		
P643 ②加算額	224,700円×改定率(0.998) 74,900円×改定率(0.998)	224,700円×改定率(<u>0.999</u>) 74,900円×改定率(<u>0.999</u>)		
P652 遺族基礎年金の支給額	780,900円×改定率(平成30年度: 0.998)	780,900円×改定率(令和元年度: <u>0.999</u>)		
P652 ①配偶者に支給する遺族基 礎年金の額	224,700円×改定率(0.998) 74,900円×改定率(0.998)	224,700円×改定率(<u>0.999</u>) 74,900円×改定率(<u>0.999</u>)		
P653 ②子に支給する遺族基礎年 金の額	224,700円×改定率(0.998) 74,900円×改定率(0.998)	224,700円×改定率(<u>0.999</u>) 74,900円×改定率(<u>0.999</u>)		
P665 脱退一時金の額	平成30年度 49,020円 98,040円 147,060円	令和元年度 49,230円 98,460円 147,690円		

	196,080 円 245,100 円 294,120 円	196,920 円 246,150 円 295,380 円																									
P674 保険料の額	平成 29 年度 16,900 円 平成 30 年度 17,000 円	平成 29・30 年度 16,900 円 令和元年度以後 17,000 円																									
P674 保険料の額① ⊖	平成 30 年度の保険料 16,900 円×保険料改定率 (0.967) ≒16,340 円 平成 31 年度の保険料 17,000 円×保険料改定率 (0.965) ≒16,410 円	令和元年度の保険料 17,000 円×保険料改定率 (0.965) ≒16,410 円 令和 2 年度の保険料 17,000 円×保険料改定率 (0.973) ≒16,540 円																									
P682 前納した場合の納付額及び割引額		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>納付額</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 か月前納</td> <td>口座振替</td> <td>97,340 円</td> <td>1,120 円</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>97,660 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 年前納</td> <td>口座振替</td> <td>192,790 円</td> <td>4,130 円</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>193,420 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 年前納</td> <td>口座振替</td> <td>379,640 円</td> <td>15,760 円</td> </tr> <tr> <td>現金納付</td> <td>380,880 円</td> <td>14,520 円</td> </tr> </tbody> </table>			納付額	割引額	6 か月前納	口座振替	97,340 円	1,120 円	現金納付	97,660 円	800 円	1 年前納	口座振替	192,790 円	4,130 円	現金納付	193,420 円	3,500 円	2 年前納	口座振替	379,640 円	15,760 円	現金納付	380,880 円	14,520 円
		納付額	割引額																								
6 か月前納	口座振替	97,340 円	1,120 円																								
	現金納付	97,660 円	800 円																								
1 年前納	口座振替	192,790 円	4,130 円																								
	現金納付	193,420 円	3,500 円																								
2 年前納	口座振替	379,640 円	15,760 円																								
	現金納付	380,880 円	14,520 円																								
	※ クレジットカード納付の前納の保険料額は、現金納付と同額である。																										
P696 [1] 合併	<p>国民年金基金は、加入員や受給者の利便性の向上や事業運営基盤の安定等を図るため、平成 31 年 4 月 1 日、全国 47 都道府県の地域型国民年金基金と、22 の職能型国民年金基金が合併し、全国国民年金基金が創設された。</p> <p>なお、歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金は合併せず、従来どおりの各国民年金基金として事業運営を継続する。</p> <p>※ 国民年金基金の合併の目的 (参考)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <p>① 加入員や受給者の利便性の向上</p> <p>従来、都道府県を超えた住所移転や職業変更を行うたびに必要であった脱退・加入手続等が住所変更だけで済むなど、手続きが大幅に簡素化され、加入員や受給者の利便性を高める。</p> <p>② 事業運営基盤の強化</p> <p>各国民年金基金が合併し、規模を大きくすることにより運営の基盤が安定し、地域の人口変動、少子高齢化や産業構造の変化など、国民年金基金を取り巻く経済社会環境の変化にも余裕をもって対応することができるようになる。</p> <p>③ 事業運営の効率化</p> <p>合併することにより、各国民年金基金が別々に行っている事務を集約したり、加入勧奨を統一的な戦略で全国展開するなど、業務を効率的に行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		<p>① 加入員や受給者の利便性の向上</p> <p>従来、都道府県を超えた住所移転や職業変更を行うたびに必要であった脱退・加入手続等が住所変更だけで済むなど、手続きが大幅に簡素化され、加入員や受給者の利便性を高める。</p> <p>② 事業運営基盤の強化</p> <p>各国民年金基金が合併し、規模を大きくすることにより運営の基盤が安定し、地域の人口変動、少子高齢化や産業構造の変化など、国民年金基金を取り巻く経済社会環境の変化にも余裕をもって対応することができるようになる。</p> <p>③ 事業運営の効率化</p> <p>合併することにより、各国民年金基金が別々に行っている事務を集約したり、加入勧奨を統一的な戦略で全国展開するなど、業務を効率的に行う。</p>																								
<p>① 加入員や受給者の利便性の向上</p> <p>従来、都道府県を超えた住所移転や職業変更を行うたびに必要であった脱退・加入手続等が住所変更だけで済むなど、手続きが大幅に簡素化され、加入員や受給者の利便性を高める。</p> <p>② 事業運営基盤の強化</p> <p>各国民年金基金が合併し、規模を大きくすることにより運営の基盤が安定し、地域の人口変動、少子高齢化や産業構造の変化など、国民年金基金を取り巻く経済社会環境の変化にも余裕をもって対応することができるようになる。</p> <p>③ 事業運営の効率化</p> <p>合併することにより、各国民年金基金が別々に行っている事務を集約したり、加入勧奨を統一的な戦略で全国展開するなど、業務を効率的に行う。</p>																											

第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P736 6行目	(平成30年度は0.998)	<u>(令和元年度は0.999)</u>
P738 下から2行目	平成30年度においては	<u>令和元年度においては</u>
P738 最後の行	「1」が	<u>「1.001」が</u>
P740 1つ目の囲みの中 最後の行	平成30年度の	<u>令和元年度の</u>
P740 1つ目の囲みの中 最後の行	「前年度の再評価率×1」	「前年度の再評価率× <u>1.001</u> 」
P740 欄外 ^ホ *1 1行目	平成30年度の	<u>令和元年度の</u>
P740 欄外 ^ホ *1 5行目	0.999	<u>1.000</u>
P740 欄外 ^ホ *1 最後の行	0.997	<u>0.998</u>
P743 ④加給年金額の表中、3箇所	(0.998)	<u>(0.999)</u>
P749～750 在職老齢年金	「46万円」をすべて「47万円」とする	
P753 11行目	359,899円	<u>360,169円</u>
P758～759 在職老齢年金	「46万円」を、すべて「47万円」とする(欄外*5、*6も同じ)	
P759 欄外 ^過 *5 下から6行目	60,000	<u>55,000</u>
P759 欄外 ^過 *5 最後の行	60,000円	<u>55,000円</u>
P759 欄外 ^過 *6 下から5行目	25,000	<u>20,000</u>
P759 欄外 ^過 *6 最後の行	25,000円	<u>20,000円</u>
P810 欄外 ^参 *3 最後の2行	平成30年中は	<u>令和元年中は</u>

第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P886 欄外 ^参 *1 6行目	医療分58万円	医療分 <u>61万円</u>
P935 欄外 ^ホ に補足する		<u>なお、スロバキアとの社会保障協定は令和元年7月1日に、中国との社会保障協定は令和元年9月1日に発効することとなった。また、日・スウェーデン社会保障協定の署名が行われた。</u>

【ごうかく社労士基本問題集】

第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P291 欄外①の1～2行目	平成30年8月1日から1年間の	<u>平成31年3月18日から7月31日までの</u>
P291 欄外①の2行目	1,294円	<u>1,295円</u>
P323 欄外②の3行目	14,990円	<u>15,010円</u>

P323 欄外②の2～3行目	平成30年8月1日からの1年間は、	平成31年3月18日から7月31日までは、
----------------	-------------------	-----------------------

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P387 D肢解説に補足	令和元年度の雇用保険率も、同じである。	
P402 E肢 2行目	(様式第15号)によって、	によって、
P411 E肢解説「■延滞金の割合の特例 ^ホ 」に補足	令和元年は平成30年と同じである。	

第6編 健康保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P555 欄外8～9行目	特例基準割合(平成30年度は1.6%)	特例基準割合(令和元年度は1.6%)

第7編 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P582 択一式8 問題文4行目	<p>また、年金額は、平成30年度価額で計算すること。</p> <p>A $779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円} = 690,400 \text{ 円}$</p> <p>B $779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円} = 690,388 \text{ 円}$</p> <p>C $779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 689,100 \text{ 円}$</p> <p>D $779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 689,088 \text{ 円}$</p> <p>E $779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 400 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 696,300 \text{ 円}$</p>	<p>また、年金額は、令和元年度価額で計算すること。</p> <p>A $780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円} = 691,100 \text{ 円}$</p> <p>B $780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円} = 691,088 \text{ 円}$</p> <p>C $780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 689,800 \text{ 円}$</p> <p>D $780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 689,788 \text{ 円}$</p> <p>E $780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 400 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 697,000 \text{ 円}$</p>
P583 5行目	$779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 689,088 \text{ 円}$ となる	$780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月} = 689,788 \text{ 円}$ となる
P583	<p>・老齢基礎年金の額</p> <p>$779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 681,887.50 \text{ 円} \approx 681,888 \text{ 円}$</p> <p>参</p> <p>① $780,900 \text{ 円} \times \text{改正率 (平成30年度: } 0.998) = 779,338.2 \text{ 円} \approx 779,300 \text{ 円}$</p> <p>② 満額の老齢基礎年金の額(平成30年度: 779,300円) × (納付済期間の月数 + 保険料免除期間の月数 ×</p>	<p>・老齢基礎年金の額</p> <p>$780,100 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 682,587.50 \text{ 円} \approx 682,588 \text{ 円}$</p> <p>参</p> <p>① $780,900 \text{ 円} \times \text{改正率 (令和元年度: } 0.999) = 780,119.1 \text{ 円} \approx 780,100 \text{ 円}$</p> <p>② 満額の老齢基礎年金の額(令和元年度: 780,100円) × (納付済期間の月数 + 保険料免除期間の月数 × 一定の割合) / 480</p>

	一定の割合) /480																								
P584 A～E枝	780,900円	780,100円																							
P585 6行目	したがって、780,900円(平成27年度価額)	したがって、 <u>780,100円</u> (令和元年度価額)																							
P585 欄外 ^参	平成30年度の年金額は、779,300円である(出題年度の平成31年の年金額(平成31年1月公表予定)を覚えておこう。	削除																							
P596 C枝	平成30年度の障害等級1級の障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額を100円未満で端数処理した779,300円の100分の150に相当する額である。	令和元年度の障害等級1級の障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額を100円未満で端数処理した <u>780,100円</u> の100分の150に相当する額である。																							
P597 C枝解説 1行目	平成30年度の	令和元年度の																							
P618 C枝	平成30年度の国民年金保険料の月額額は、16,900円に保険料改定率を乗じて得た額を10円未満で端数処理した16,340円である。	令和元年度の国民年金保険料の月額額は、 <u>17,000円</u> に保険料改定率を乗じて得た額を10円未満で端数処理した <u>16,410円</u> である。																							
P619 A枝解説 8行目	ただし、死亡日が平成38年4月1日前に	ただし、死亡日が <u>令和8年4月1日</u> 前に																							
P619 C枝解説 2行目	平成30年度の保険料の額は、法律上の額である16,900円に改定率(0.967)を乗じることから16,340円となっている。	令和元年度の保険料の額は、法律上の額である17,000円に改定率(<u>0.965</u>)を乗じることから <u>16,410円</u> となっている。																							
P631 ■平成30年度における保険料■	■令和元年度における保険料^参 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>納付方法</th> <th></th> <th>納付額</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月納付</td> <td>現金納付</td> <td>196,920円</td> <td>割引なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1年前納</td> <td>現金納付</td> <td>193,420円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>口座振替</td> <td>192,790円</td> <td>4,130円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年前納</td> <td>現金納付</td> <td>380,880円</td> <td>14,520円</td> </tr> <tr> <td>口座振替</td> <td>379,640円</td> <td>15,760円</td> </tr> </tbody> </table>			納付方法		納付額	割引額	毎月納付	現金納付	196,920円	割引なし	1年前納	現金納付	193,420円	3,500円	口座振替	192,790円	4,130円	2年前納	現金納付	380,880円	14,520円	口座振替	379,640円	15,760円
納付方法		納付額	割引額																						
毎月納付	現金納付	196,920円	割引なし																						
1年前納	現金納付	193,420円	3,500円																						
	口座振替	192,790円	4,130円																						
2年前納	現金納付	380,880円	14,520円																						
	口座振替	379,640円	15,760円																						
P631 B欄外	①毎月納付及び1年前納は平成30年度分、2年前納は平成30年度・平成31年度分の額。	①毎月納付及び1年前納は <u>令和元年度分</u> 、2年前納は <u>令和元年度・令和2年度分</u> の額。																							
P636 E枝 4行目	49,020円から294,120円	<u>49,230円</u> から <u>295,380円</u>																							
P637 E枝解説 下から2行目	49,020円から294,120円は、脱退一時金の支給額である。	<u>49,230円</u> から <u>295,380円</u> は、 <u>令和元年度</u> の脱退一時金の支給額である。																							

第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
--------	-----	-----

P749	D肢解説に補足	令和元年度の支給停止調整額は47万円とされた。	
P752	B肢 3行目	50,000円	<u>40,000円</u>
P753	B肢解説 1行目	「25,000円」	<u>「20,000円」</u>
P753	B肢解説 5行目	460,000円	<u>470,000円</u>
P753	B肢解説 5行目	「25,000円」	<u>「20,000円」</u>
P753	欄外② 3～4行目	460,000円は、平成30年度の	<u>470,000円は、令和元年度の</u>
P816	E肢 4行目	(460,000円)	<u>(470,000円)</u>
P816	E肢 最後の行	30,000円	25,000円
P827	表中「支給停止調整額」の説明	平成30年度においては46万円と	<u>令和元年度においては47万円と</u>

第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

該当箇所	改正前	改正後
P879 欄外②に補足する	平成30年調査では、「30.1%」となった。	
P893 欄外①に補足する	平成30年調査では43.4%となっている。	
P893 欄外②に補足する	平成30年調査では9.5%となっている。	
P893 欄外③に補足する	平成30年調査では5.6%となっている。	
P893 欄外④に補足する	平成30年調査では、女性は57.0%、男性は47.5%となっている（全体でみた取得率は51.1%）。	
P901 欄外②に補足する。	平成30年度能力開発基本調査では、能力開発や人材育成に関して何らかの「問題がある」とする事業所は76.8%となった。問題点の内訳の上位3つは、「指導する人材が不足している」、「人材を育成しても辞めてしまう」、「人材育成を行う時間がない」となった。	
P909 欄外①に補足	法定雇用率達成企業の割合は、平成30年は45.9%となった。	
P909 欄外の注に補足	「法定雇用率未達成企業のうち障害者を1人も雇用していない企業の割合」は、平成30年は57.8%となった。	

第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P925 B肢解説1行目	58万円	<u>61万円</u>
P925 B肢解説4行目	58万円	<u>61万円</u>

○●○ 正誤表 ○●○

【ごうかく社労士基本テキスト】

第1編 労働基準法

該当頁・箇所	誤	正
P96 2行目、 <u>第</u> *1 1行目	<u>規</u> 準年間平均給与額	<u>基</u> 準年間平均給与額

第6編 健康保険法

該当頁・箇所	誤	正

P578 欄外 ^過 * 1 [平 28]	被保険者である適用事業所の代表取締役は、産前産後休業期間中及び育児休業期間中の保険料免除の対象となる（法 159 条、159 条の 3）。	健康保険の被保険者である適用事業所の代表取締役は、産前産後休業期間中の保険料免除の対象となるが、育児休業期間中の保険料は免除されない（法 159 条、159 条の 3）。
---------------------------------	---	---

【ごうかく社労士基本問題集】

第 3 編 労働者災害補償保険法

該当頁・箇所	誤	正
P223 ㊸ イ	誤	正 （原則としては正しい文章になります）
エ	正	誤 設問中「厚生労働省令によって」が誤りで、正しくは「 <u>社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領によって</u> 」です。 したがって、正しいのは「イ、ウ、オ」の 3 つとなります

第 6 編 健康保険法

該当頁・箇所	誤	正
P501 B	誤り。適用事業所の代表取締役は、健康保険の被保険者である。したがって、代表取締役は、産前産後休業期間中も育児休業期間中も保険料免除の対象となる（法 159 条、159 条の 3）。	誤り。適用事業所の代表取締役は、 <u>産前産後休業期間中の保険料は免除されるが</u> 、育児・介護休業法では労働者には該当しないため、 <u>育児休業期間中の保険料は免除されない</u> （法 159 条、159 条の 3）